

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年10月27日（平成29年（行個）諮問第168号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行個）答申第160号）

事件名：本人に係る再審査請求事件の裁決書作成議事録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1ないし3の文書に記録された保有個人情報につき、その一部を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年8月9日付け厚生労働省発基0809第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、別紙の3の文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

裁決書議事録は、裁決書作成の際必ず作成されるものである。当該議事録の不存在はありえないと考える。そのため、裁決書を議決する際に作成された文書全ての開示を請求するものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、平成29年8月1日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「労働保険審査会 特定番号 特定事件名 請求人意見書並びに添付資料（平成28年3月特定日付）、審理（平成28年2月特定日）並びに裁決書作成議事録」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、平成29年8月9日付け厚生労働省発基0809第3号により、請求人意見書及び添付資料並びに審理調書についてその全部を開示し、裁決書作成に係る議事録については不開示とする部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は裁決書作成に係る議事録を不開示としたことを不服として、平成29年9月1日付け（同月

4日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、裁決書作成に係る議事録を不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件審査請求対象保有個人情報の特定について

請求者は、審査請求書において、裁決書作成に係る議事録その他の裁決書を議決する際に作成された文書すべての開示を求めており、したがって、存在するとすれば、特定の再審査請求事件(以下「特定事件」という。)に係る裁決書を作成した際の決裁文書及び当該特定事件の事務を取り扱った労働保険審査会(以下「審査会」という。)の委員の合議内容を記録した文書がこれに該当すると考えられる。

(2) 労働保険審査会について

労働保険審査会は、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。)25条に基づき、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)38条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)69条の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に設置されている機関である。

審査会は委員9名をもって組織し(労審法26条1項)、委員は独立してその職権を行う(労審法29条)。

なお、「独立して職権を行う」とは、他人又は他の機関の支配を受けないという意味であって、具体的には、関係行政庁あるいは労使等の第三者に左右されることなく、法令にのみ基づいて、その職権を行使するということである。

(3) 裁決までの手続について

審査会が再審査請求を受理したとき、原処分をした行政庁、関係団体の推薦に基づき厚生労働大臣が指名した関係労働者及び関係事業主を代表する者(以下「大臣指名者」という。)等の関係者に対して通知を行う(労審法40条)。

審査会は、審理の期日、場所を定めて当事者及び大臣指名者に通知する(労審法42条)。

審理においては、当事者及びその代理人による意見陳述、大臣指名者による意見陳述又は意見書の提出及び労審法46条に規定される審理のための処分等が行われ、審理期日の経過については、労審法47条に規定される調書に記録される。

なお、当該調書については、当該再審査請求の当事者及び大臣指名者については、労審法47条2項の規定に基づき、閲覧することができるものである。

審理を終えると、審査会は、再審査請求に係る原処分全部若しくは一部を取り消す裁決又は再審査請求全部若しくは一部を棄却する裁決をしなければならず（労審法50条準用同法18条）、裁決は、裁決書をもって行われる（労審法50条準用同法19条1項）

なお、これら再審査請求事件又は審査の事務は、審査会が指名する委員3名（以下「審査員」という。）をもって構成する合議体で取り扱う（労審法33条）、とされている。

各審査員の最終的な意見の決定は、労審法29条の規定により、他の何人にも拘束されることなく自らの判断で行われなければならないものであり、審理を十分に尽くして、再審査請求の事件の裁決をするときは、審査員による合議によって行われ、その合議は公開しないとされている（労審法48条）。

(4) 裁決書を作成した際の決裁文書について

上記(3)のとおり、再審査請求事件の裁決は、十分な審理の後、3名の審査員の合議によって行われるものであることから、労審法50条準用同法19条1項の規定による裁決書の作成において、決裁の手續は不要である。

よって、本件特定事件の裁決書を作成する際の決裁文書は、元々作成を要しないものであることから存在しないものである。

(5) 審査員の合議内容を記録した文書

上記(3)のとおり、審査員は、十分な審理の後、合議することとなるが、合議内容は、裁決書に反映されるものであり、当該文書は作成していないものである。

よって、本件特定事件に係る審査員の合議内容を記録した文書は、元々作成を要しないものであることから存在しないものである。

4 請求者の主張について

請求者は審査請求書において、「裁決書議事録は、裁決書作成の際必ず作成されるものである。当該議事録の不存在はありえないと考える。」と主張しているが、本件対象行政文書を作成しておらず、これを保有していない理由は、上記3(4)及び(5)のとおりであるから、請求者の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年11月30日 審議

④ 同年12月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1ないし3の文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、このうち別紙の1及び2の文書に記録された保有個人情報については、その全部を開示し、別紙の3の文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、審査請求書において、裁決書作成に係る議事録その他の裁決書を議決する際に作成された文書全ての開示を求めており、したがって、存在するとすれば、特定事件に係る裁決書を作成した際の決裁文書及び当該特定事件の事務を取り扱った審査会の委員の合議内容を記録した文書がこれに該当すると考えられる。

イ 裁決までの手続について

審査会が再審査請求を受理したとき、原処分をした行政庁、関係団体の推薦に基づき厚生労働大臣が指名した大臣指名者等の関係者に対して通知を行う（労審法40条）。

審査会は、審理の期日、場所を定めて当事者及び大臣指名者に通知する（労審法42条）。

審理においては、当事者及びその代理人による意見陳述、大臣指名者による意見陳述又は意見書の提出並びに労審法46条に規定される審理のための処分等が行われ、審理期日の経過については、労審法47条1項に規定される調書に記録され、関係者は、同条2項の規定に基づき、当該調書を閲覧することができるものである。

審理を終えると、審査会は、再審査請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す裁決又は再審査請求の全部若しくは一部を棄却する裁決をしなければならず（労審法50条準用同法18条）、裁決は、裁決書をもって行われる（労審法50条準用同法19条1項）。

審査の事務は、審査員3名をもって構成する合議体で取り扱う（労審法33条）、とされている。

各審査員の最終的な意見の決定は、労審法29条の規定により、他の何人にも拘束されることなく自らの判断で行われなければならないものであり、審理を十分に尽くして、再審査請求の事件の裁決をするときは、審査員による合議によって行われ、その合議は公開しないとされている（労審法48条）。

ウ 裁決書を作成した際の決裁文書について

再審査請求事件の裁決は、十分な審理の後、3名の審査員の合議によって行われるものであることから、労審法50条準用同法19条1項の規定による裁決書の作成において、決裁の手続は不要である。

よって、本件特定事件の裁決書を作成する際の決裁文書は、元々作成を要しないものであることから存在しないものである。

エ 審査員の合議内容を記録した文書について

審査員は、十分な審理の後、合議することとなるが、合議内容は、裁決書に反映されるものであり、当該文書は作成していないものである。

よって、本件特定事件に係る審査員の合議内容を記録した文書は、元々作成を要しないものであることから存在しないものである。

- (2) 当審査会において、労働保険審査会の審理等について規定している労審法を確認したところ、審理については、当事者の申立てがあったときを除き公開しなければならない（労審法43条）、調書を作成しなければならない（労審法47条1項）と規定されているが、合議については、公開しない（労審法48条）と規定されるにとどまっていることから、その記録を作成することが法令上義務付けられているとは認められない。

また、再審査請求事件の裁決は、十分な審理の後、3名の審査員の合議によって行われるものであることから、裁決書の作成において、決裁の手続は不要であり、決裁文書は存在していない、また、合議内容は、裁決書に反映されるものであり、議事録等合議内容を記録した文書は作成していないとの諮問庁の説明に特段不自然な点は認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、別紙の1ないし3の文書に記録された保有個人情報につき、その一部を保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

労働保険審査会 特定番号 特定事件名

- 1 請求人意見書及び添付資料
- 2 審理調書
- 3 裁決書作成に係る議事録